

第2分科会

■第2分科会プログラム「原発ゼロ社会に向けて」

日時：2016年3月20日9:30～14:30

場所：福島大学M講義棟・3号室

全体座長・司会：寺西俊一（日本環境会議/一橋大学）

主催：原子力市民委員会/環境エネルギー政策研究所



●趣旨

1. 福島・原発・再エネ・エネルギー政策・気候全般にわたって今起きている問題群を全体的に俯瞰しつつ、その解決に向けた方向性について、対話・探求・創造型のワークショップ方式で、論点を深掘り・展開する。
2. フラットなワークショップ方式で討論を行う。

	時間	内容
第1部	9:30～11:00	論点の提示(原発、再エネ、気候、エネ政策全般)
第2部	11:00～12:30	主要論点についての議論
昼食休憩		
まとめ	13:30～14:30	総合討論：これからの原子力・エネルギー政策に向けて

第1部：論点の提示(原発、再エネ、気候、エネ政策全般) (9:30～10:30)

- 論点提示後、若干の意見交換を行って、論点の追加・深掘り・重要性の判断等を行う。
- (1) 原子力発電復活を防ぐための主要争点(20分)
論者：吉岡 斉(原子力市民委員会、九州大学)
 - (2) 持続可能なエネルギー供給を実現するための主要争点(20分)
論者：飯田哲也(環境エネルギー政策研究所)

第2部：主要論点ごとの議論 (10:30～12:30)

- 以下の論点ごとの話題提供(各10分未満)をベースにそれぞれ議論する。
- (1) 原発ゼロを実現するための政策体系とそのガバナンス
話題提供：伴 英幸(原子力資料情報室)
 - (2) 原発再稼働をどう考えるか(安全規制を中心として)
話題提供：筒井哲郎(原子力市民委員会、プラント技術者の会)
 - (3) 原発立地地域の課題
話題提供：朴 勝俊(関西学院大学)
 - (4) エネルギー・電力需給の将来像
話題提供：松原弘直(環境エネルギー政策研究所)
 - (5) 地域からの実践的ソリューション
話題提供：佐藤彌右衛門(会津電力)

第3部：総合討論：これからの原子力・エネルギー政策に向けて (13:30～14:30)

- 寺西座長をコーディネータに、これまでの議論を踏まえつつ、現状から望ましい政策に向けて、政策プロセスやガバナンス、政治のあり方を含めて、どのように見直してゆくのかを議論する。

第2分科会（3月20日：9時30分～14時30分）会場：福島大学ML講義棟3号教室
「原発ゼロ社会に向けて」（原子力市民委員会、環境エネルギー政策研究所）

~~~~~  
第1部：論点の提示(原発、再エネ、気候、エネ政策全般) (9:30～10:30)

＜報告1＞原子力発電復活を防ぐための主要争点（20分）要旨

吉岡 斉（九州大学教授、原子力市民委員会座長）

2011年3月の福島原発事故まで、日本の原子力発電は質量ともに拡大を続けてきた。しかし福島原発事故により、原子力発電の維持・拡大が国民利益（や人類利益）に反することが明白となり、日本の国民世論も脱原発を望むようになった。

そうした原子力発電をめぐる日本国民の認識変化のもとで、民主党政権は2012年9月、脱原発を長期的に実現する方針を決めた。しかし同年12月に発足した自民党・公明党連立政権は、原子力発電事業・政策を、制度的にも内容的にも、できるだけ福島事故前の状態に近づけることを目指す「原子力発電復活政策」を、3年あまりにわたり推進してきた。しかし原子力発電復活政策は成功しているとは言えない。復活へと少しずつ前進しているものの、そのペースは緩慢である。たとえば現在、原発再起動はわずか4基（43基中）にとどまり、復活というには程遠い。

原子力発電は技術的・経済的な素姓が悪いため国民利益（や人類利益）に反する。そのことを前提として、国民利益（や人類利益）増進のために、原発ゼロ社会を実現していく必要がある。それに際し以下2点が重要となる。

- （1）原子力発電復活政策の推進を阻止したり進行を遅らせたりするだけでなく、主要な計画を最終的に廃止していくことも目指す。
- （2）脱原発へ向けての現実的な構想を提案していく。とくに脱原発による経済的ダメージ緩和の構想を示す。また全国レベルだけでなく地域レベルの構想も示す。

以上の考えに立って、これからの原子力政策にかかわる主要争点を10点挙げる。

- （1）政策の長期目標を原発ゼロとすべき
- （2）原子力介護政策を廃止すべき（国民は受害者）
- （3）再稼働の是非は安全第一の原則に立って行うべき
- （4）原子力防災は現実的に達成可能な減災を目指すべき
- （5）福島事故の後始末（事故収束等）は時間を味方に
- （6）核燃料再処理路線は廃止すべき（日米協定はその趣旨で見直すべき）
- （7）高速炉もんじゅは博物館又は大学とすべき
- （8）高レベル核廃棄物の処分は急がずに
- （9）原発輸出は慎むべき（とくに日印協定によるインドへの原発輸出はよくない）
- （10）地域脱原発への抵抗を減らすための構想を示すべき

なお、この10点は発表者の見解であり、原子力市民委員会CCNEの総意ではない。

## ＜報告 2＞持続可能なエネルギー社会を実現するための主要論点（20分）要旨 飯田哲也（環境エネルギー政策研究所 所長）

2011年3月11日の東日本大震災により発生した東京電力福島第一原発事故は、人類史に残る未曾有の事故であり、今なお事故収束の見通しが立たず、10万人もの原発事故起因の避難者を残し、日本社会に深い傷跡を残したままである。

この大不幸中の小幸の一つは、日本社会全体を長年「洗脳」してきた原子カムの虚像が打ち砕かれ、国民世論の基調が脱原発に大転換したことだ。脱原発のシェアが少数派から多数派に転じたに留まらず、原発・エネルギー問題への意識・関心・「知識」も桁違いに高まったことから、原発・エネルギー問題に関する国民の「OS」が変わったと見てよい。

しかも折しも世界史的かつグローバルなエネルギーシフトの真っ只中で、日本社会にこの大転換が生じたことは、3.11直後に成案・導入された固定価格買取制度(FIT)の歴史的偶然とも相まって、今後の日本のエネルギー転換に一筋の光となった。

とはいえ、「持続可能なエネルギー」という考えが政策のコモンセンスになるには多重多層の問題群があり、政治や既得権益層の「逆走」もあって、今や混沌・混迷としか呼びようがない状況にある。

以上の認識のもとで、本日提起したい論点を以下に示す。

### 1. 政策次元の転換

- (1) エネルギーコンセプトのアップデート～「ベースロード電源」を手がかりに
- (2) FIT法の検証と漸進的改良に向けて
- (3) 「熱政策」の構造的不在を埋める
- (4) 自然エネルギーと電力システム改革との高次での統合
- (5) 自然エネルギーと気候変動政策との高次での統合
- (6) 住宅政策・交通政策・都市政策のアップデートと環境エネルギー政策との高次での統合

### 2. 政治次元・メタ政治次元における転換

- (1) 気候変動における「極右」と「極左」の不幸な結婚
- (2) 日本の政策形成文化を変える～行政の機能不全と独善と「政治」性
- (3) 審議会・委員会方式の学芸会的な茶番と機能不全
- (4) 「エネルギー『業』策」から「エネルギー政策」へ

### 3. 「専門家」の質の向上へ

- (1) 「供給技術プッシュ」から「需要社会プル」への視点の転換
- (2) 新旧の知識が混在し混乱する日本 ※デンマーク「第4世代地域熱供給」と対比して
- (3) 学習し進化するオープンな知識社会へ

#### 4. 変革の戦略

- (1) プラグマティズム(wright & build)による実効性の向上
- (2) 地域からのエネルギー変革を実体化する

以上

## 第2部：主要論点ごとの議論（10:30～12:30）

### <報告1> 原発立地地域の課題

朴勝俊（ぱく・すんじゅん、関西学院大学総合政策学部教授）

#### (1) 財政の問題

- ・ 地元財政の原発依存
- ・ 原発関連財源：固定資産税、核燃料税、使用済み核燃料税、電源三法交付金、電力会社の寄付金……  
※道府県レベルでは依存度は低い。一部の市町村は相当に依存度が高い。
- ・ 固定資産税（特徴：原発建設完了後、時間が経つにつれて急激に減少。20年後までにゼロになる。しかし、固定資産税が無くなっても「地方交付税交付金」で最大75%戻ってくる。
- ・ 電源三法交付金（特徴：アブナイ橋をわたれば増える。）  
原発完成前に支給。老朽化、プルサーマル受け入れ、定検間隔の延長で金額UP！  
福島事故後は原発停止中でも設備利用率81%と見なして支給されていた……、が、改められた。
- ・ 核燃料税（道府県税）：多くの道県では、原発が止まっても税収が得られる方式に（出力割の導入）。
- ・ 使用済み核燃料税（市町村税）：鹿児島県薩摩川内市、新潟県柏崎市、佐賀県玄海町、福井県敦賀市など
- ・ 電源三法交付金：脱原発にこそ交付金を！ 産炭地域振興政策の教訓を踏まえて。

#### (2) 産業をどうするか

- ・ 原発は自然豊かな地域。一次産業（農業・林業・漁業）の可能性。しかしそれで十分か？
- 原発の雇用（福井県の例）：正社員（関電1800人、原電400人、原発一件400～500人）  
協力会社（上記社員の2～3倍にあたる）、その他（民宿、飲食店、タクシー会社、など）  
※ 原発関連雇用は、自治体人口のごく一部に過ぎない。  
上記の正社員と協力会社の部分を代替する職の場ができればよい。

■ドイツ・グリーンピース「チャンスとしての脱原発（2000年）」

（※日本語版 URL <http://e-miraikousou.jimdo.com/>）

ポイントは、(1)再生可能エネルギー、(2)天然ガス火力発電所、(3)原発解体[数十年かかる]

□シュターデ原発（ドイツ北部・北海への水路、350人の正規職員、協力会社約100人）

→原発解体(最大500人程度)、ガスコンバインド火力(約50人)、風力発電工場(約1000人)

□ビブリス原発（ドイツ中部・商工業地域、職員約880人）

→原発解体（最大500人程度）、ガスコンバインド火力（約50～150人）、太陽電池工場（約60人）、ガス火力メーカー（約500～600人）、原発解体技術拠点（約100人）

□イザール原発（ドイツ南部・農村地域、職員約720人）→原発解体（最大500人程度）、バイオマス施設工場（約300～400人）、自動車用燃料電池研究（約100人）

※原発解体の是非は慎重な議論が必要。ただし、ドイツ・グリーンピースは原発解体の雇用効果を重視。

■朝日新聞福井版特集(2012/1)「廃炉・その先に」：ヨーロッパの原発地元はより豊かに！

グライフスバルト原発（東独地域）：原発建屋は洋上風力工場と、バイオディーゼル工場に。敷地は工業団地に。

■最新財政事情

上記のドイツの3自治体の経済・財政指標をグラフ化した（2000～2013年、原発閉鎖年を100とする指数、物価上昇の影響を除去した実質値）。郡レベルでは原発閉鎖後に財政の悪化は見られず、人口や雇用者数は好転している。

<参考文献> 朴勝俊(2013)『脱原発で地元経済は破綻しない』高文研

<報告2>再稼働を可能にするための安全規制

筒井哲郎（原子力市民委員会・プラント技術者の会）

1. 再稼働の現状

- 1) 九州電力 川内1・2号機
- 2) 関西電力 高浜3・4号機
- 3) 四国電力 伊方3号機

2. 新規規制基準適合性審査の内容

- 1) 設置・運転の技術的能力
- 2) 設計基準：地震・津波・竜巻・火山・不法侵入・火災・溢水・誤操作など
- 3) 重大事故対処
- 4) 故意による大型航空機の墜落、テロ攻撃

### 3. 除外項目

- 1) 特定重大事故対処設備（テロ対策など）の期限延長
- 2) 防災避難計画は、審査対象外
- 3) 立地審査指針は棚上げ
- 4) 免震重要棟の取りやめ（川内）

### 4. 新規制基準と適合性審査の性格

- 1) 既存原発を外付けの事故対策設備追加で合格させる。追加設備の信頼性は問わない
  - 2) 基準地震動改訂による耐震設計の安全率切り詰め
  - 3) 過酷事故対策の成功率は不問
  - 4) テロ対策は「入門管理」で。
  - 5) 防災避難計画は自治体に押し付け
- ⇒企業の社内検査と同様に、推進するための「検査」！

### 5. 批判

- 1) 敷地外へ放射能が飛散する設備は”Bad Design”である（Gregory Jaczko）
- 2) 通常の産業設備は、初期消火に失敗したら燃え尽きるのを待つ原発は、それから大車輪で人間が冷却する⇒成功率は不問
- 3) 被害が大きすぎる。確率で安心できるものではない⇒賠償責任保険で示せ
- 4) 根底の思想は、産業設備ではなく、軍事施設である

## <報告3> 原発ゼロを実現するための政策体系とそのガバナンス 伴英幸（原子力市民委員会、原子力資料情報室）

### 1. 原子力推進の政策体系（現状）

#### ● エネルギー基本計画

☆現行の原子力推進政策は「エネルギー基本計画」によって形成されている。同計画は3E+Sを柱に、原発を政策の中に位置付けるためのものといえる。

原発と石炭火力を重要なベースロード電源と位置づけ、原発に関しては「可能な限り低減」というものの、2030年時点の発電電力量に占める割合を20～22%とした。これは、ほとんどの原発の再稼働を前提としている。

☆エネルギー基本計画には経済産業省と文部科学省の政策決定が反映されているが、主体は経産省である。両省は形式的な審議会を通して政策を確定している。具体的には総合資源エネルギー調査会（経産省）と科学技術・学術審議会（文科省）である。

審議会委員は両省が自分たちの意向に沿う委員を選任しているので、審議というより、いわば承認機関といえる。

- ☆ 福島原発後の世論は脱原発を求めるものが 80%を超えて（広瀬弘忠(株)安全・安心研究センター）いる。この世論は政策には反映されていない。
- ☆ エネルギー基本計画はエネルギー政策基本法（2002 年）第 12 条に基づいて策定されている。審議の過程ではエネルギー基本計画を国会決議事項にすべしとの意見もあった（塩川鉄也議員など）が、この意見は取り入れられなかった。

● 原子力政策大綱（⇒原子力政策基本方針）

- ☆ 2005 年から島原発事故までは「原子力政策大綱」が日本の原子力政策を、発電から放射線利用まで総合的に進める政策体系となっていた。
- ☆ 同大綱は原子力委員会（内閣府）が策定する。同委員会は原子力基本法に則り、原子力委員会設置法によって策定が規定されているものであった。原子力委員会は原子力予算に関することも所掌事務となっていたが、経産省の一役人からリークされた「秘密会合」によって審議中だった大綱改定案の策定が 2012 年に廃止され、また、原子力委員会設置法が「改正」されて、委員は 5 名から 3 名に削減、予算に関することは所掌事務から外された。「原子力利用に関する政策に関すること」は所掌事務に残っているが、従来の大綱ではなく基本方針を決定するとしている。3 名の委員が招聘した有識者の意見を参考に作るとしている（途上）。
- ☆ 従って、原子力委員会による決定の政策上の影響力はほとんどないと言ってよく、原子力政策は経産省が主導している状況だと言える。